



Smile

ケアケア通信

【Vol. 35】

発行人：スマイル☆ケアケア事務局

発行日：令和4年12月11日



福岡県久留米市に 「ヤングケアラー相談・支援窓口」を開設

自治体情報

ケアケア通信では、全国の自治体での「ヤングケアラー相談窓口」について度々お伝えしてきました。福岡県久留米市にも、11月から久留米市役所こども子育てサポートセンターの中に、窓口が設置されました。久留米在住ケアケアメンバーNが、ご担当者の方々に話をお聞きしました。

こども子育てサポートセンターは、妊娠から出産、子育てと幅広い支援をおこなう部署です。昨年度から国がヤングケアラーへの補助事業を開始し、市も事業化を決定。『旗振り役』として窓口を設置することとなりました。社会福祉士、保育士、元教諭など、多様な専門家4人が対応しています。

- ①ヤングケアラー、その家族や関係機関などからの相談対応
- ②面談などによるヤングケアラーの心理面のサポート
- ③関係機関などへのヤングケアラー支援に関する助言
- ④家庭状況を整理し、必要な医療・福祉サービス導入へのつなぎ（介入同意がある場合）
- ⑤個別の関係者会議を開催するなど他関係機関・事業者・団体・地域などの関係者による連携や役割分担の調整

また、ヤングケアラー問題に対する関係者の啓発を目的として、令和5年1月14日（土）には、ヤングケアラーに関わる市内の支援機関等の支援者を対象に、一般社団法人ヤングケアラー協会理事 高垣内文也氏を講師にお迎えして研修会が開催されます。

【お問合せ先】：久留米市こども子育てサポートセンター（久留米市城南町15番地3）

TEL: 0942-30-9302 MAIL: kokosapo@city.kurume.lg.jp

ヤングケアラー当事者向けには、リーフレットも作成中とのことでした。

「子ども達の心理面のサポートをしていきたい」との言葉が、Nの心に響きました。地元で支援機関ができたことをとても心強く嬉しく感じました。ご協力いただき感謝いたします。



トピック

12月は「職場のハラスメント撲滅月間！！」

みなさんご存知でしょうか？ 厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。2022年4月から、中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務付けられ、全ての企業がセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策とともに、パワーハラスメント対策を講じる必要があります。ハラスメントは、無視したり我慢したりするとさらに悪化してしまうこともあります。「あかるい職場応援団」サイトでは、職場で起こるハラスメントに対し、どのような対応をしたらよいか動画でわかりやすく見ることができます。ハラスメントについてひとりひとりが知識を持つことで、働きやすい職場にしていきたいと思います。

【あかるい職場応援団】<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

【編集後記】

最近読んだ本に「一日一日を大事に過ごす「覚悟」10訓」があったんです。人生100年時代の半分を過ぎた私にはとても心に響いたので、ちょっとシェアします！！

- ①人生の責任者になる ②自分をいたわる ③むつかしい人にならない ④家事・育児・介護はシェア
- ⑤穏やかな老後が幸福とは限らない ⑥足るを知るな ⑦気より頭を使うと疲れない ⑧モノは捨てても人は捨てない ⑨生涯働く ⑩成功不成功は人の価値とは関係ない【女性の覚悟：坂東眞理子著】

次号は2023年1月11日発行です。来年もスマイル☆ケアケアをどうぞよろしくお願いいたします。

（持ち回り編集長MCHN）【連絡先】スマイル☆ケアケア事務局 E-mailsmilecarecare@gmail.com

坂東眞理子

女性の覚悟



覚悟をもって生きる